

別表1 評価基準表

審査項目		審査の視点	配点
会社の業務実績及び業務実施体制	会社の業務実績 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内の同種の業務の実績について評価する。なお、同種の業務は下記の表1に掲げるものとする。 ・共同企業体の場合、代表者又は構成員に関わらず、同様に加点する。 ・配点は最大6点とし、6点を超えた場合は6点とする。 	6
	業務実施体制の評価 【様式4】	本策定業務の業務実施体制（従事予定者数）について評価する。	7
		従事予定者（主任技術者を除く）の保有資格について評価する。 ・加点する資格は、下記の表2の①及び②に掲げる資格とする。	
主任技術者の評価 【様式5】	配置予定の主任技術者の資格について評価する。 ・加点する資格は、下記の表2に掲げる資格とする。	7	
	配置予定の主任技術者の、過去10年以内の同種業務の実績数について評価する。なお、同種業務は下記の表1に掲げるものとする。		
見積内訳書		提出された見積内訳書の税込み金額について評価する。 8,008,000円～8,694,400円・・・5点 8,694,401円～9,380,800円・・・4点 9,380,801円～10,067,200円・・・3点 10,067,201円～10,753,600円・・・2点 10,753,601円～11,440,000円・・・1点 8,008,000円未満・・・加点なし	5
小計			25

表1 同種業務の例

同種	同種の業務とは、公用・公共施設のうち建物の長寿命化計画（個別施設計画）、施設整備基本計画または改修に係る基本設計の策定業務とする。
----	---

表2 加点する資格

①	②
<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築士 ・技術士（建設部門） ・技術士（総合技術管理部門） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（左欄以外の分野） ・RCCM（都市計画及び地方計画） ・建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士 ・電気設備1級電気工事施工管理技士又は第一種電気工事士 ・機械設備1級管工事施工管理技士又は空気調和衛生学会の設備士（衛生部門、空調部門）

別表2 評価基準表

審査項目	審査の視点 (仕様書 第6 業務内容 関連箇所)	配点
企画提案内容	1 計画策定の準備	5
	2 計画策定の背景・目的等の整理	5
	3 児童館等施設の現状把握	5
	3 児童館等施設の現状把握 (6) 現状を踏まえた課題	5
	4 長寿命化計画の基本的な方針等	15
	5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	10
	6 長寿命化の実施計画	15
業務遂行に対する考 え方、提案力等	-	5
小計		75